

協会のために活動する人々に与えられている憲法に基づく自由な空間の中で、内部の領域の秩序にかかわっている。この概念は、基本権や自由権の領域におけるすべての憲法上の概念と同じく、補完する必要がある。まず消極的には、内部的放送の自由という法概念によって、個々の番組スタッフの独自の自由権は創られもしないし、また、現に存在していることが認められないことから、この概念はおのずと限定されている。

この概念は、放送協会の内部の領域にも自由な空間があることを述べており、内部の領域で、放送の持つ特別な憲法上の任務が引き受けられる際に、その役割をつかさどる人（Aufgabenverwalter）も同時に保護するものである。個々の番組スタッフは、放送協会の任務の遂行のために活動している場合においてのみ、内部的放送の自由という枠内で、基本権の保護に関与している。したがって、内部的放送の自由という枠組みの中での番組スタッフの特別な保護は、放送協会の役割を遂行するために放送協会に与えられている憲法に基づく自由な空間を越えるものではない。

番組スタッフの信条の自由の保護は、個人的な自由の受益ではなく、憲法上保護されている制度的放送の自由の結果である。この編集者綱領の6条1項の内部的放送の自由の概念は、実際的には、憲法および放送法によって与えられており、編集者綱領によってごく補完的な手続き上の規定が認められているという以上の意味で用いられてはならない。」

この解釈に示されているように、内部的放送の自由という概念は、放送協会内部の自由な空間での秩序のあり方を指していると同時に、放送協会の任務の遂行に携わる人間の精神的自由（そこには、信条の自由が含まれている）ともかかわるといふ二重の意味をあわせ持っている。ちなみに、「編集者綱領によるごく補完的な手続き上の規定」とは、番組上の紛争を処理するための手続き上の措置を指している。

このように、「内部的放送の自由」が実現されるべきだと考えられる放送協会の内部空間は、浜田純一氏が巧みに表現しているように「法の領分」と「事実の領分」が交錯する場である。したがってここでは、法的アプローチ以外に実態論的な組

織論による解釈が有効であり、「編集者綱領」を支える論理も組織論的な分析でより具体化される面がある。

そこで、次に編集者綱領を支えている論理を、憲法論、組織論、労働法という三つのアプローチに分けて整理しておきたい。

2. 憲法論的アプローチ

(1) 分業による基本権の行使

内部的放送の自由の議論に憲法論が引き合いにだされると、意見は両極端に分かれた。一方は、番組スタッフには、放送協会との関係では、いかなる基本権の保護も与えるべきではないという見解であり、もう一方は、番組スタッフはあらゆる点で憲法の放送の自由を拠り所にすることができ、場合によっては、上司の指示や介入からの自由を導き出すことができるというものであった（前者は、法律家に、後者は法律の素人である番組スタッフにしばしば見られた）。

前述した北ドイツ放送協会の73年の編集者綱領の議定書は、内部的放送の自由について抑制のきいた解釈を示しているが、この解釈を支えている論理が「分業による基本権の行使」と「放送の公的任務論」という二つの考え方である⁹⁾。

放送の自由という基本権の分業による行使という考え方を提起したのは、北ドイツ放送協会の編集者綱領について肯定的な鑑定書を執筆したハンブルク大学教授のホフマン＝リームであった。その考え方は、次の様に要約することができる¹⁰⁾。

「放送の自由の担い手として、第一に考えられるのは、機関としての放送協会であるが、これと並んで放送での“特別な任務をつかさどる者”としての番組スタッフも放送の自由の担い手と見なすことができる。番組スタッフは基本法（憲法）5条1項の[意見表明の自由]を根拠として、彼自らの意見を放送を通じて伝える権利は持っていない。憲法上放送の自由が保障されている機関としての放送協会は、包括性、均衡性を全体として維持する責任を負っている。放送協会はその様な責任を全体として遂行する過程で、個々の番組スタッフに、それぞれが果たすべき役割を委任している。個々の番組スタッフは、協会の枠組みの中で、自らの視点で選択した素材を加工して、自ら